

**PRTR 届出管理システムの移行及び運用保守
評価基準書**

独立行政法人製品評価技術基盤機構

令和6年2月

目 次

1 はじめに.....	1
2 落札方式.....	1
3 総合評価の方法.....	1

1 はじめに

本書は、独立行政法人評価技術基盤機構（以下「機構」という。）が調達する「PRTR 届出管理システムの移行及び運用保守」に係る総合評価基準を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

2 落札方式

加算方式による総合評価落札方式とし、入札説明書にて定める競争参加資格をすべて満たし、様式 3 提案書様式の必須項目をすべて満たした提案をし、入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者であって、当該入札書に記載された金額が、機構契約規程第 15 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、総合評価の方法で得られた数値の最も高い者を落札者とする。数値の最も高い者が 2 人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち上記の総合評価の結果、次に最も点が高く有効な入札をした者を落札者とする。

なお、入札者の作成した提案書は機構情報システム政府調達審査会（以下「IT 審査会」という。）において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を提出した者のみを落札決定の対象とする。

3 総合評価の方法

総合評価は、以下の方法に基づき行うものとする。

総合評価に用いる数値（以下「総合点」という。）は、入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）と機能等に対する得点（以下「技術点」という。）の和とし、価格点と技術点の配分は「1：2」とする。ただし、必須項目について一項目でも要求事項が充足できないとみなされた場合は、その応札者は不合格となる。

[総合点の算出式] 総合点＝価格点＋技術点

価格点の配分を 100 点、技術点の配分を 200 点とし、技術点、価格点とも、小数点以下切り捨てとする。

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を 1 から減じて得た値に価格点の得点配分を乗じて得た値とする。

[価格点の算出式] 価格点＝100 点×（1－入札価格÷予定価格）

技術点は、基礎点及び加点の合計の値とする。基礎点の配分を 80 点、加点の配分を 120

点とする。

[技術点の算出式] 技術点＝基礎点＋加点の合計点

基礎点は、必須項目に配分される点であり、全ての必須項目について要求事項を満たしていると認められる場合には80点を与える。

加点は、最大120点とし、様式3 提案書様式に記載の加点項目の要求事項を満たしていると認められる場合に各加点項目に割り当てられている点数を加算する（特に記載のある要求事項を除き、一項目において、部分点評価は行わず、一項目の要求事項の一部のみを満たす場合、その項目は0点とする。）。

総合点	内訳	
300点満点	技術点 (200点満点)	加点 (120点)
		基礎点 (80点)
	価格点 (100点満点)	

以上